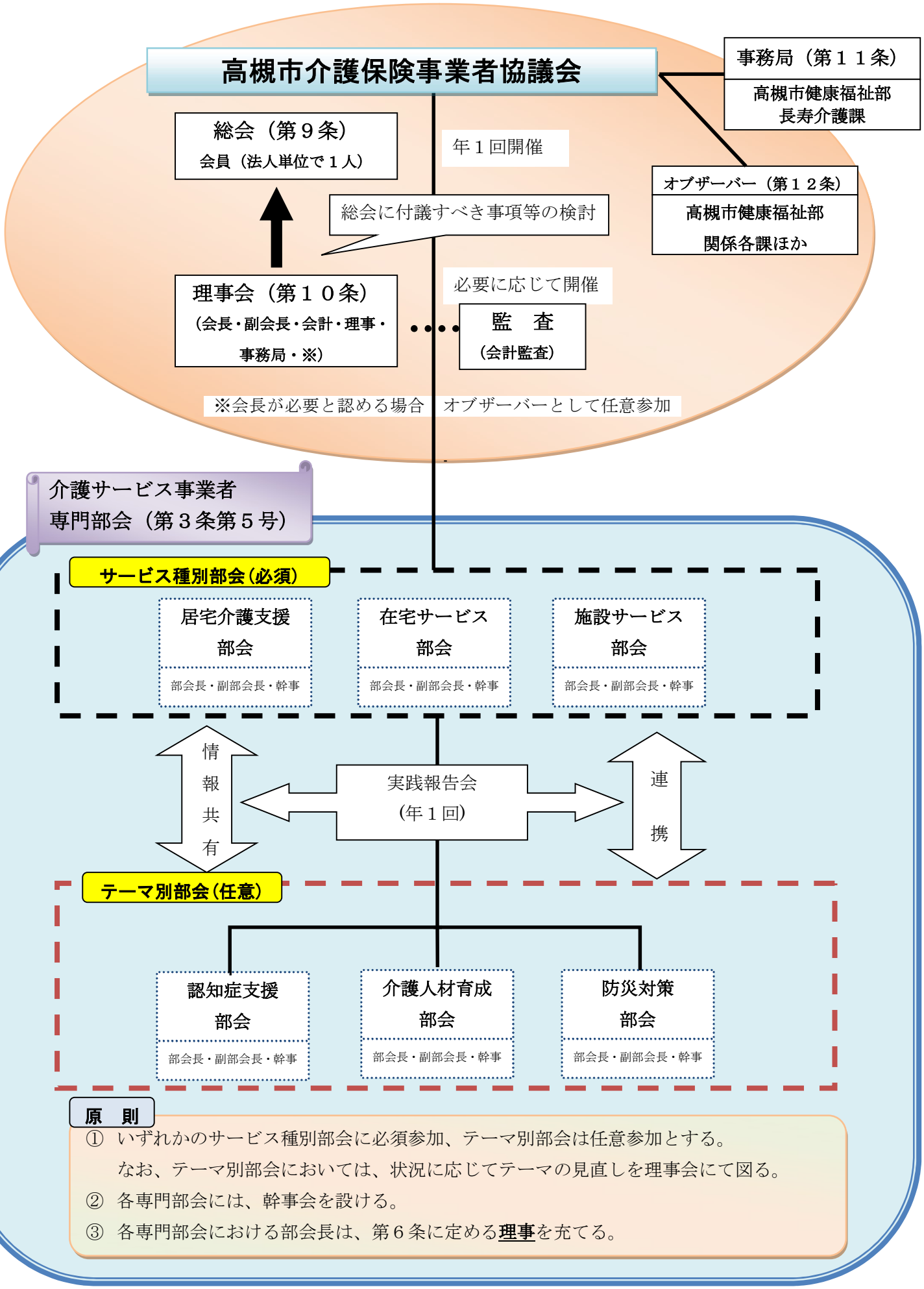
高槻市介護保険事業者協議会　組織図



原　則

① いずれかのサービス種別部会に必須参加、テーマ別部会は任意参加とする。
　なお、テーマ別部会においては、状況に応じてテーマの見直しを理事会にて図る。

② 各専門部会には、幹事会を設ける。

③ 各専門部会における部会長は、第６条に定める**理事**を充てる。